

島根県報

第一、四五三号

平成十五年三月十八日

(火曜日)

目次

告示 特定非営利活動促進法の規定に基づく縦覧場所の指定	(県民課)	一
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	一
介護保険法の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定	()	一
青少年に販売等してはならない図書類	(青少年家庭課)	二
青少年に観覧させてはならない興行	()	二
漁業災害補償法の規定に基づく同意	(漁業管理課)	三
公告 平成十四年度島根県准看護師試験の合格者	(医療対策課)	三
特定計量器の定期検査の実施	(商工企画課)	三
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(都市計画課)	五
教委訓令 県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正	(高校教育課)	五
教育職員の任免令式の一部改正	()	五
選管告示 地方自治法並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する有権者数	()	五

告示

島根県告示第二百三十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第二項(同法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の縦覧を行う場所を次のように定め、平成十五年五月一日から施行する。

特定非営利活動促進法の規定に基づく縦覧場所の指定(平成十年島根県告示第九百四十号)は、廃止する。

平成十五年三月十八日

島根県知事 澄田信義

県政情報センター

特定非営利活動法人の事務所所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

島根県告示第二百三十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年三月十八日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称 社会福祉法人 かしま福祉会	指定した 事業	事業所の名称 特別養護老人ホ ムあとむ苑	事業所の所在地 八束郡鹿島町大 字北講武字堀部 八八五番地六	指定年月日 平成十五年三月 一日
----------------------------	------------	----------------------------	---	------------------------

島根県告示第二百三十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十八条第一項第一号の規定に基づき、指

定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第九十三条第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年三月十八日

島根県知事 澄田信義

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
社会福祉法人かしま福祉会	特別養護老人ホーム あとむ苑	八束郡鹿島町大字北講武字堀部八八番地六	平成十五年三月一日

島根県告示第二百四十号

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十年島根県条例第二十一号）第六条第一項の規定に基づき、次の図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない図書類として指定したので、同条例第二十六条の規定により告示する。

平成十五年三月十八日

島根県知事 澄田信義

指定番号	種類	名 称	発行・出版社名	指定の理由
一五八七〇	雑誌	BOMBER（月刊メルフレポナー）4月号	KKベストセラーズ	青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一五八七一	雑誌	マガジン・パン 4月号	（株）マガジンマガジン	
一五八七二	雑誌	別冊BUKKAエキサイティング 別冊ブブカ4月号増刊	（株）コアマガジン	
一五八七三	雑誌	Chuッ スペシャル4月号	（株）ワニマガジン社	
一五八七四	雑誌	コミックアムール 4月号	（株）サン出版	

島根県告示第二百四十一号

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十年島根県条例第二十一号）第十三条第一項の規定に基づき、次の興行を青少年に観覧させてはならない興行として指定したので、同条例第二十六条の規定により告示する。

平成十五年三月十八日

島根県知事 澄田信義

指定番号	種類	題 名	配給会社名	指定の理由
一〇四四三	映画	味見したい人妻たち	新日本映像	青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四四四	映画	白襦袢レス 熟女ねぶり	新日本映像	
一〇四四五	映画	新日本映像ニュース△白襦袢レス 熟女ねぶり▽	新日本映像	
一〇四四六	映画	シングルマザー 狼らな男あさり	オーピー映画	
一〇四四七	映画	政界レスピアン 女戒	新東宝映画	
一〇四四八	映画	ノーパン秘書 悶絶社長室	新東宝映画	
一〇四四九	映画	ブリー	アミューズピクチャーズ	
一〇四五〇	映画	豊満美女 したくて堪らない!	新東宝映画	
一〇四五一	映画	新・未亡人銭湯 女盛りムンムン	オーピー映画	
一〇四五二	映画	狂乱のエロ妻たち	新日本映像	

一〇四五三	映 画	新日本映像ニユース／狂乱の工口妻たち	新日本映像
一〇四五四	映 画	疼く義母と娘 猫舌くらべ	新日本映像
一〇四五五	映 画	新日本映像ニユース／疼く義母と娘 猫舌くらべ	新日本映像
一〇四五六	映 画	美少年のまなざし	オーピー映画

島根県告示第二百四十二号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定による同意があつたと認めためたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

平成十五年三月十八日

島根県知事 澄田信義

一 加入区の名称

美保関町加入区

二 加入区の区域

美保関町漁業協同組合の地区の区域

三 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成十四年島根県告示第九十一号）の二の項漁業の区分欄18に掲げる漁業の区分

公 告

平成十四年度島根県准看護師試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。
平成十五年三月十八日

〇〇〇一	〇〇〇二	〇〇〇三	〇〇〇四	〇〇〇五	〇〇〇六	〇〇〇七	〇〇〇八
〇〇〇九	〇〇一〇	〇〇一一	〇〇一二	〇〇一三	〇〇一四	〇〇一五	〇〇一六
〇〇一七	〇〇一八	〇〇一九	〇〇二〇	〇〇二一	〇〇二二	〇〇二三	〇〇二四
〇〇二六	〇〇二七	〇〇二八	〇〇二九	〇〇三〇	〇〇三一	〇〇三二	〇〇三三
〇〇三四	〇〇三五	〇〇三六	〇〇三七	〇〇三八	〇〇三九	〇〇四〇	〇〇四一
〇〇四四	〇〇四五	〇〇四六	〇〇四七	〇〇四八	〇〇四九	〇〇五〇	〇〇五一
〇〇五二	〇〇五三	〇〇五四	〇〇五五	〇〇五六	〇〇五七	〇〇五八	〇〇五九
〇〇六〇	〇〇六一	〇〇六二	〇〇六三	〇〇六四	〇〇六五	〇〇六六	〇〇六七
〇〇六八	〇〇六九	〇〇七〇	〇〇七一	〇〇七二	〇〇七三	〇〇七四	〇〇七五
〇〇七六	〇〇七七	〇〇七八	〇〇七九	〇〇八〇	〇〇八一	〇〇八二	〇〇八三
〇〇八四	〇〇八五	〇〇八六	〇〇八七	〇〇八八	〇〇八九	〇〇九〇	〇〇九一
〇〇九二	〇〇九三	〇〇九四	〇〇九五	〇〇九六	〇〇九七	〇〇九八	〇〇九九
〇一〇〇	〇一〇一	〇一〇二	〇一〇三	〇一〇四	〇一〇五	〇一〇六	〇一〇七
〇一〇八	〇一〇九	〇一一〇	〇一一一	〇一一二	〇一一三	〇一一四	〇一一五
〇一一六	〇一一八	〇一二一	〇一二二	〇一二三	〇一二四	〇一二五	〇一二六
〇一二八	〇一二九	〇一三一	〇一三二	〇一三三	〇一三四	〇一三五	〇一三六

島根県知事 澄田信義

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定に基づき、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公告する。

平成十五年三月十八日

島根県知事 澄田信義

一 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第十条第一項に規定する非自動ばかり（第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）分銅及びおもり

二 実施する定期検査

(1) 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項第一号及び第三号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	十一月二十五日から十二月二十四日まで	検査場所	特定計量器の所在の場所	検査区域	益田市、能義郡、隠岐郡、簸川郡、鹿足郡
------	--------------------	------	-------------	------	---------------------

備考 この検査を受けよつとするものは、特定計量器検定検査規則第三十九条第二項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(2) 特定計量器検定検査規則第三十九条第一項第二号、第四号及び第五号の規定に該当する特定計量器の検査

検査期日	五月十三日から七月二十五日まで	検査場所	特定計量器の所在の場所	検査区域	益田市、能義郡、隠岐郡、簸川郡、鹿足郡
------	-----------------	------	-------------	------	---------------------

備考 この検査を受けよつとするものは、特定計量器検定検査規則第三十九条第二項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(3) (1)及び(2)に該当しない特定計量器の検査

市町村	益田市	検査期日	五月十三日から同月十五日まで	検査時間	九時三十分から十六時まで	検査場所	益田市役所
			五月十六日		九時三十分から十二時まで		
			五月二十日から同月二十一日まで		九時三十分から十六時まで		
			五月二十三日		九時三十分から十一時まで		
伯太町			五月二十六日		十時から十四時三十分まで	伯太町役場	
知夫村			六月二日		十三時三十分から十六時まで	知夫村役場	
海士町			六月三日		十四時から十六時三十分まで	海士町役場	
			六月四日		九時三十分から十四時まで		
西ノ島町			六月五日		十時から十五時まで	西ノ島町役場	

西郷町	六月六日	十時から十二時まで	西郷町役場
	六月九日	十三時三十分から十六時まで	
	六月十日	九時三十分から十四時三十分まで	
	六月十一日	九時三十分から十六時まで	
	六月十二日	九時三十分から十一時三十分まで	
布施村	六月十六日	十四時から十六時まで	布施村役場
五箇村	六月十七日	十三時から十五時まで	五箇村役場
都万村	六月十八日	九時三十分から十二時まで	都万村役場
湖陵町	六月二十三日	十時から十五時三十分まで	湖陵町役場
斐川町	六月二十四日及び同月二十五日	十時から十五時三十分まで	斐川町役場
大社町	七月一日及び同月二日	十時から十五時三十分まで	大社町役場
佐田町	七月三日	十時から十四時三十分まで	佐田町役場
多伎町	七月四日	十時から十四時三十分まで	多伎町役場
津和野町	七月八日	九時三十分から十六時まで	津和野町役場
	七月九日	九時三十分から十五時三十分まで	
日原町	七月十日	九時三十分から十六時まで	日原町役場
	七月十一日	九時三十分から十一時三十分まで	
柿木村	七月十六日	九時三十分から十五時三十分まで	柿木村役場
六日市町	七月十七日	九時三十分から十六時まで	六日市町役場
	七月十八日	九時三十分から十一時まで	
広瀬町	七月二十四日及び同月二十五日	十時から十五時三十分まで	広瀬町役場

備考 受付時間は、右記検査時間のうち十二時から十三時までの間を除く時間とする。

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定に基づき、東出雲町出雲郷南土地区画整理組合理事長三宅時夫から次のとおり理事の氏名及び住所の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

平成十五年三月十八日

島根県知事 澄田信義

- 上田伸夫 八束郡東出雲町出雲郷一〇一五番地
- 金森孝利 八束郡東出雲町出雲郷一七〇番地
- 佐藤保 八束郡東出雲町出雲郷一八八番地
- 菅井一也 八束郡東出雲町出雲郷六九五番地
- 永島文男 八束郡東出雲町出雲郷六六五番地
- 前島章雄 八束郡東出雲町出雲郷六八六番地
- 三宅時夫 八束郡東出雲町出雲郷一二四六番地

教育委員会訓令

島根県教育委員会訓令第一号

県立高等学校等の教職員の服務規程（昭和四十二年教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月十八日

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

様式第七号の五中、「~~第20条の3~~」を「~~第20条の5~~」に改める。

附則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県教育委員会訓令第二号

教育職員の任免発令式（昭和六十一年教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月十八日

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

別表第一の（その1）の17（2）及び（その2）の15（2）中、「~~第20条の3~~」を「~~第20条の5~~」に改める。

附則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数又は三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、そのを超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成十五年三月十八日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一一、一六六

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、そのを超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算

本 庁

教 育 事 務 所

県 立 学 校

毎週火・金曜日発行

して得た数)

一六八、〇四五

に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

三 地方自治法第八十条第一項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の

一六八、〇四五

三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

八束第一選挙区 六、六八七

八束第二選挙区 五、四〇四

八束第三選挙区 四、二五七

能義選挙区 四、〇〇五

仁多選挙区 四、五六一

大原選挙区 八、六〇五

飯石選挙区 五、八四一

簸川第一選挙区 七、二四一

簸川第二選挙区 三、九三六

簸川第三選挙区 四、四六四

邇摩選挙区 二、五一七

邑智選挙区 七、九七四

那賀選挙区 五、〇六七

鹿足選挙区 四、九七九

隠岐選挙区 六、八〇五

松江選挙区 三、八九〇

浜田選挙区 一、二三四

出雲選挙区 一、二、七五二

益田・美濃選挙区 一、四、五一〇

大田選挙区 九、一七七

安来選挙区 八、一六五

江津選挙区 六、七三九

平田選挙区 七、八七四

四 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数

平成十五年三月十八日印刷
平成十五年三月十八日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町島根県庁
松江学園南松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)